

附則（平成二〇年一月一日人事院規則一五二）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年一月三〇日人事院規則九一五四―五）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

附則（平成二四年一〇月一五日人事院規則九一五四―六）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年四月一日人事院規則一―五九）抄
（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（人事院規則九一五四の一部改正に伴う経過措置）

第六条 旧給与特例法適用職員であつた者から引き続き俸給表適用職員となつた者については、旧給与特例法適用職員を規則九一五四第四条に規定する行政執行法人職員等であるものとみなして、同条の規定を適用する。

（雑則）
第十一条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

附則（平成二七年一月三〇日人事院規則九一八九―四）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年三月一八日人事院規則一―六三）抄
（施行期日）

第一条 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（人事院規則九一五四の一部改正に伴う経過措置）

第九条 特定独立行政法人職員であつた者から引き続き俸給表適用職員となつた者については、特定独立行政法人職員を第七条の規定による改正後の規則九一五四第四条に規定する行政執行法人職員等であるものとみなして、同条の規定を適用する。

（雑則）

第十五条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

附則（平成二七年六月二四日人事院規則一―六六）
この規則は、平成二十七年六月二十五日から施行する。

附則（平成二八年一月二四日人事院規則九一五四―七）
この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成二九年五月一九日人事院規則一―七〇）抄
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和元年五月二三日人事院規則一―七三）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和二年二月三日人事院規則九一五四―八）
この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和二年六月二二日人事院規則一―七五）抄
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和二年二月二八日人事院規則一―七六）抄
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和三年四月一日人事院規則九一五四―九）抄
（施行期日）

第一条 この規則は、令和三年四月二日から施行する。

附則（令和三年九月一日人事院規則一―七七）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和四年六月二四日人事院規則一―八一）
この規則は、公布の日から施行する。